

## 2 総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年10月7日

付託議案に対する質疑

であり、一概に示すことは難しい。

Q．村岡委員

- 1 第93号議案について、最近の実際の売上額に対し県収益が約1億円というのは、県収益の割合が少ないのではないか。
- 2 第101号議案について、ミッドナイト競輪を、夜間に照明を点灯してまで開催するのは、環境問題の観点から時代の流れに逆行しているのではないか。
- 3 朝から深夜まで競輪を開催するというのは健全なことに思えないが、県としてどう考えるのか。
- 4 ミッドナイト競輪における高配当の事例について伺いたい。

付託議案に対する討論

村岡委員

第101号議案について反対討論を行う。  
公営ギャンブルは、刑法の賭博罪の特例として認められたものであるが、ミッドナイト競輪は、単に射幸心をあおり、健全な競技から大きくかけ離れたものと言わざるを得ず、賛成できない。

請願に係る意見（議請第4号）

A．県営競技事務所長

- 1 売上額の規模は大きいですが、その大半が払戻金、交付金等の義務的経費に充てられる。したがって、義務的な経費を引いた残りの12億円から県収益を生み出している。
- 2 環境への問題が全くないとは考えていないが、ミッドナイト競輪は年間で4回、24日間と開催数が少なく、自走式照明設備の発電機を使用する時間もそれほど長くはない。県収益への寄与もあることから、ミッドナイト競輪を開催したいと考えている。
- 3 サラリーマンの中には、帰宅してから競輪を楽しみたいというニーズもあり、ミッドナイト競輪はそれに応えるものである。ミッドナイト競輪をきっかけに、昼間の開催にも興味を持ってもらい、そちらの売上げ向上も図りたい。
- 4 車券の配当については、ミッドナイト競輪に限らず、複数の要因について変動するもの

村岡委員

採択の立場で意見を述べる。  
請願の主旨である「主権国家として地位協定の見直しを」は、沖縄での相次ぐ事件、事故の歴史と現状に鑑みれば、見直しの必要性は当然である。これまでも本県をはじめ、複数の都道府県議会から見直しに関する意見書が提出されているが、現在においても状況は解決されていない。本年4月にも元海兵隊員による残虐な女性暴行殺害事件が発生するなど、由々しき事態である。よって、意見書を提出する意義は大きいと考え、採択すべきである。